

### 3. 大学における共同研究の実施状況の調査・分析の方法

#### 3. 1 調査対象

まず、本研究の参画メンバーの所属する新潟、島根、愛媛、長崎の4つの大学を調査対象とした。さらに、前回の調査<sup>1)</sup>を参考に地方に位置する国立大学法人を中心に23の大学に、共同研究の契約情報についての調査の協力依頼を行い、16の大学から回答を得た。調査対象は合計で20大学となり、その一覧を表1に示した。なお、調査期間は、前回の調査<sup>1)</sup>との比較が行えるよう、2014～2018（平成26～30）年度の5年間とした。

表1 情報提供の協力を得た大学の一覧

	大学
1	新潟大学
2	島根大学
3	愛媛大学
4	長崎大学
5	弘前大学
6	秋田大学
7	岩手大学
8	宇都宮大学
9	横浜国立大学
10	富山大学
11	福井大学
12	岐阜大学
13	三重大学
14	和歌山大学
15	鳥取大学
16	山口大学
17	香川大学
18	徳島大学
19	大分大学
20	宮崎大学

#### 3. 2 整理・分析方法

調査し収集した共同研究の契約情報を基に、整理・分析方法について検討を行った。検討の結果、相手先の地域性や研究費受入額の動向を明らかにするため、共同研究の契約情報を以下に示す手順で整理・分析することとした。

- ①年度ごとの共同研究契約一覧を作成する。
- ②共同研究費の受入がある場合のみ、件数としてカウントする。

複数年度契約で2年目に研究費の受入が無かった場合などは、研究費の受入の無かった年度では件数としてカウントしない。複数年度契約であって各年度に研究費の受入がある場合は、それぞれの年度で件数としてカウントする。

③ 3者以上の契約の場合、研究費を受け入れた企業のみをカウントする。

例えば、2者からとも研究費を受け入れている場合には、2件としてカウントする。

1者からのみ研究費を受け入れている場合には、1件とカウントする。

④ 共同研究先の所在地は、契約書に記載されている住所とする。

⑤ ①から④の条件で、各年度の共同研究の契約について、相手先が大企業、中小企業、企業以外に分類して、相手先の所在地、研究費受入額について一覧を作成する。なお、中小企業は中小企業基本法で定義された企業とし、中小企業に該当しない企業を大企業とみなした。

⑥ 各一覧に基づき、相手先所在地の都道府県別に共同研究件数と研究費受入額を年度毎に積算する。

⑦ ⑥に基づき、調査期間の5年間の共同研究件数の合計、大企業、中小企業、および、企業以外のそれぞれの件数の合計を求め、合計件数、および、各相手先区分の割合を求める。

⑧ ⑦に基づき、地方別に、調査期間の5年間の大企業、中小企業のそれぞれの件数の合計を求めた。その結果に基づき、各地方における件数の割合を求め、相手先の地理的位置の検討を行った。

⑨ 共同研究の研究費受入額についても、⑦と⑧の分析を行った。

相手先の地理的位置については、地理的近接性を考慮して相手先の所在地の都道府県を以下に示す地方に分類した。なお、大学が位置する都道府県については単独で区別した。

北海道・東北地方：北海道，青森，秋田，岩手，山形，宮城，福島

関東地方：東京，神奈川，千葉，埼玉，茨城，群馬，栃木

甲信越地方：新潟，長野，山梨

東海地方：静岡，愛知，三重，岐阜

北陸地方：富山，石川，福井

近畿地方：大阪，京都，兵庫，滋賀，奈良，和歌山

中国地方：広島，岡山，山口，鳥取，島根

四国地方：香川，愛媛，徳島，高知

九州地方：福岡，熊本，佐賀，長崎，大分，宮崎，鹿児島，沖縄

海外機関との共同研究は、調査の対象から除外した。また、共同研究講座、協働研究所などの共同研究が含まれているかいないかは、各大学の回答により異なっているため、各大学の調査結果で明記した。

以上の方法で調査・分析した結果については、次章で大学毎に述べる。

## 【引用文献】

1) 科学研究費補助金研究成果報告書：「地域イノベーション創出に向けた地方大学における産学共同研究の実状解明の実証的研究」，平成 29 年 3 月

<http://www.sgrk.shimane-u.ac.jp/ACRA/> (最終アクセス日 2024 年 2 月 9 日)

(執筆担当 北村寿宏)